

平成30年4月から65歳以上の方の介護保険料について

介護保険料の額 ▽65歳以上の方の介護保険料は、ご本人やご家族の課税状況等によって9段階（下記）に区分され保険料額が決定されます。

区 分		改定後 (H30~H32)
第1段階	○生活保護受給者 ○住民税世帯全員非課税で老齢福祉年金受給者 ○住民税が世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	28,600円
第2段階	○住民税世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	47,700円
第3段階	○住民税世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	47,700円
第4段階	○世帯に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税かつ、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	57,200円
第5段階	○世帯に住民税課税者がおり、本人が住民税非課税かつ、合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える人	63,600円
第6段階	○本人が住民税課税者（合計所得金額が120万円未満の人）	76,300円
第7段階	○本人が住民税課税者（合計所得金額が120万円以上200万円未満の人）	82,600円
第8段階	○本人が住民税課税者（合計所得金額が200万円以上300万円未満の人）	95,400円
第9段階	○本人が住民税課税者（合計所得金額が300万円以上の人）	108,100円

介護保険料の納め方 ▽納め方は2通り。

納付書で直接納める「普通徴収」と年金から天引きされる「特別徴収」があります。

普通徴収	●年金が年額18万円（月1万5千円）未満の方	町から送付される納付書によりご自身で納めます。 納期は、6月、8月、10月、12月、翌2月です。
特別徴収	●年金が年額18万円（月1万5千円）以上の方	年金受給月に年金から天引きされます。（年6回）
普通徴収・特別徴収 併用者	●65歳になられた時期等によって、普通徴収と特別徴収の両方の方法で納付する場合があります。	

皆さんで支える介護保険です。保険料の納期内納入にご理解・ご協力をお願いします。
お問い合わせは：役場保健福祉課介護保険担当（87-2161）までご連絡下さい。

